

室蘭市地域医療あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 今後の人口減少や人口構造の変化を見据えながら、将来的にも安定した市内の医療提供体制を検討するため、室蘭市地域医療あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域経済・医療に関わる有識者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健福祉関係
- (4) 市民代表

(検討事項)

第3条 検討会は、次の事項を検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 将来的にも安定した市内の医療提供体制の構築に関すること。
- (2) 市内3総合病院の今後のあり方に関すること。
- (3) 市内3総合病院の経営体制を含めた将来の医療再編・連携策に関すること。
- (4) その他必要な事項

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(設置期間)

第6条 検討会の設置期間は、全ての検討事項の結果を市長に報告するまでとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、検討会において職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、室蘭市保健福祉部健康推進担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が
会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月15日から施行する。